

京都市芸術文化特別奨励制度



文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

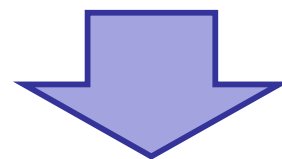


1 芸術文化特別奨励制度とは

将来に向けて、積極的な芸術文化活動を行うための奨励金

1 個人または 1 グループ **300万円**

新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図る



これから大きく羽ばたこうとする若い芸術家等を支援
「未来の担い手育成」を目的とした制度



1 芸術文化特別奨励制度とは

< 奨励者認定数の増枠、支援の充実 >

令和4年度以降1名としていた奨励者認定数を
「**2名に増枠**」し、将来有望な若手アーティストの
京都への呼び込みを目指して、取組を加速させます。

奨励者には、京都芸術センターによるヒアリング等を実施し、
奨励金交付後も「**伴走支援**」をすることで、
アーティストとしての更なる飛躍につなげます。



2 応募資格

次のすべての条件に該当する個人またはグループ

- ① 活動場所か住所地、予定する発表場所のいずれかが
京都市内
- ② 京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性がある活動
内容（創作、発表、企画、研究など）

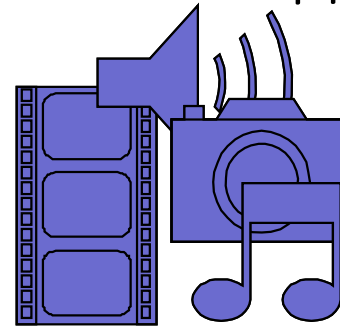
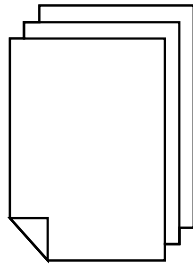
芸術に関する分野のすべてが対象

芸術家等として大きく成長したい方



3 申請の方法

- (1) 提出物（詳細は次ページ参照）
「令和9年度奨励申請書」



自己PR資料

- (2) 提出方法

申請書：WEBフォームから

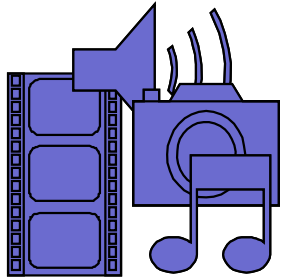
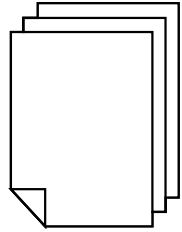
自己PR資料：WEBフォーム又はメール

- (3) 申請受付期限

令和8年8月28日（金）午後5時【締切厳守】



4 提出物



①「令和9年度奨励申請書」

※WEBフォームから必要事項を入力

②自己PR資料

動画、音源、書類等

※上記WEBフォーム又は
メールで提出

★分量注意★

所定の分量を超過した場合、
超過分については審査の対象
になりません！

【動画】 10分以内 規格：.avi .mpg .wmv .mov

【音源】 10分以内 規格：.avi .mpg .wmv .mov .mp3

【書類・画像】 A4サイズ（片面） 10枚以内



5 特別奨励者の決定まで

～ 8 月 2 8 日 応募受付

⇒ 1 0 月 ～ 1 1 月頃 一次審査・審査結果通知

【全ての応募者に通知】

⇒ 1 2 月 ～ 1 月頃 二次審査
(プレゼンテーション・面接)

⇒ 1 月 ～ 2 月 二次審査結果通知
奨励者発表・認定式

⇒ 4 月 ～ 奨励金を交付

令和 9 年 4 月から翌年 3 月の 1 年間で奨励金を使って活動

※ 奨励後5年間は市に活動の報告義務あり



6 過去の奨励者

<令和8年度特別奨励者>

野村 由香【現代美術】

国内外の様々な芸術イベントに参加し、作品を発表。常に流動し、変化し続ける自然や、変化を促す力に関心を持ち、それらを捉え視覚化するように大型の立体やインスタレーション作品を制作している。

撮影：黒田大スケ



<令和7年度特別奨励者>

竹本 碩太夫【文楽】



撮影：野口 英一

文楽における物語の語り手「太夫」として、大阪の国立文楽劇場を拠点に活動中。自主公演の企画・開催を通じた若手の成長機会の創出、若年層が文楽に触れる機会の創出などを目指す。創出などを目指すとともに、先人から受け継いだ舞台道具の修繕、舞台衣装の復元などに取り組む。



<特別奨励者の内、京都市芸術新人賞を受賞された方> (敬称略)

平成19年度

坂本 公成 (現代舞踊)

平成28年度

久門 剛史 (現代美術)

平成21年度

高橋 匡太
(現代美術・インスタレーション)

平成29年度

あごう さとし (劇作・舞台演出)

平成22年度

英 裕 (洋画)

令和2年度

木ノ下 裕一 (演劇・古典芸能の研究)

平成23年度

名和 晃平 (現代美術)
三浦 基 (舞台演出)

令和3年度

林 美音子 (地歌演奏・柳川三味線)

平成24年度

横山 佳世子 (邦楽)

令和4年度

西條 茜 (陶芸・現代美術)

平成25年度

Hyon Gyon (絵画)
宮永 愛子 (現代美術)

令和7年度

黒川 岳 (現代美術)
村松 稔之 (声楽・カウンターテナー)

平成27年度

小林 達夫 (映画)



7 よくある質問

<申請について>

Q1 申請書記入にあたっての注意事項やポイントは？

A1 事業に対する助成ではなく（※）、アーティスト個人あるいはグループ自体への奨励であるという点を十分理解したうえで、申請をすること。

また、申請書の記載にあたっては、申請書の各項目（自己PR、申請理由、奨励の効果等）を、具体的かつ明確に記入すること（例年、申請書の記載内容が不明瞭で、奨励の対象としての適性が判断できない申請あり）。

（※）芸術家等として飛躍するために、公演等を実施することの必要性が明確である場合など、**奨励活動の一環として奨励金を活用し公演等の事業を実施することは可能**である。



Q 2 年齢制限はあるか。

A 2 年齢制限はない。

Q 3 芸術に関する研究など、活動のジャンルや内容に制限はあるか。

A 3 芸術に関する研究を含め、広く芸術に関わる内容であれば申請が可能。

複数のジャンルにまたがるものや、既成のジャンルの枠を超えた新しい芸術なども対象。



Q 4 補助金等の受取りに制限はないか。

A 4 本市（芸術センターを含む）からの補助金等の重複受給は禁止。ただし、本奨励金を充当しない事業への補助金であれば受給は可能。

例：本奨励金（300万円）を、展覧会（A）に充当する場合、Aの経費として受給する他の京都市の補助金は重複受給となり受給はできないが、展覧会（B）に充当する補助金であれば受給可能。

Q 5 活動経費が300万円に満たないが300万円未満でも申請は可能か。

A 5 本制度は、若手芸術家等が奨励金（300万円）を最大限活用し、大きく飛躍していただくことを目的としていることから、奨励金すべてを活用する計画で申請をお願いしたい。（300万円未満でも申請自体は可能）

Q 6 過去に奨励者となったことがある（奨励を受けた団体に所属している）が、再度の申請は可能か。

A 6 過去に奨励を受けていても申請は可能。



Q7 奨励金を備品購入に使用してもよいか。

A7 申請者の今後の飛躍につながる活動に必要な備品であることが明確であれば、備品の購入も可能。

（備品を購入する場合は、制度の趣旨及び活動計画との関連性が十分にわかるよう申請書に関連性等を記載すること）

Q8 申請にあたり、活動計画の内容に制限（1年の奨励期間制作や調査のみに充て発表は行わないなど）はあるか。

A8 本制度の趣旨にあった活動であれば、活動計画の内容に制限は無い。



< 審査について >

Q9 審査のポイントについて

A9 1次審査（書類審査）では近年取り組んでいる活動資料から専門分野における独創性や先駆性、実施の意義や実現可能性を評価します。

2次審査（プレゼンテーション）では、審査委員との質疑応答を通して、資料だけではわからない「今ある力」と「今後の飛躍の可能性」を評価します。

Q10 2次審査（プレゼンテーション）の時間や方法は？

A10 1次審査の通過数にもよるが、1団体当たりの持ち時間（質疑応答を含め）は、約10分間を予定。

プレゼン方法は、制限時間内で、これまでの実績や申請にあたっての思いが表現できるものであれば自由
（楽器の演奏や演技の実演、作品を審査員に提示するなど）。
必要な物品などは、通過後に通過者と事務局で調整する。



Q11 住所地は市外である。不利になるか。

A11 応募資格として活動場所か住所地、予定する発表場所のいずれかが市内であることを求めており、審査の際に、住所が市外だから不利にはならない。

<その他>

Q12 奨励者（決定後）の報告や市政への貢献とは？

A12 奨励後、5年間は市所定の様式で活動を報告する必要がある他、主催する展覧会やコンサートにおける市民招待など、本市事業・施策への協力を求める場合があります。



8 事前にいただいていた質問

Q 海外滞在を含むリサーチを事例とした場合、どのような成果報告が期待されているか。今回キュレーションにまつわるリサーチを行いたいため、H27採択者の徳山さんにどのようなアプローチや進め方をされたかをお伺いしたい。

Q 助成金は何に使用したか、また利用したことによって現在どのように活きているかを聞きたいです。第一審査における自己PRはどのようにされたかも教えてください。（野村さんへの質問）



8 事前にいただいていた質問

Q 代表は年寄りだが今までの公演活動において若手能楽師若手ダンサーによるコラボレーション作品を数多く創作してきた。しかし今現在日本の新たなダンスシーンを切り開いていくために今後活動を継続するためには資金面等における外部からの支援が欠かせないと実感している。つまり切羽詰まった状況下にある。そのような取り組みでも応募できるのかを知りたい。

Q 屋外での展示をする際に気を付けていることや、その土地・場所で展示する際どのようにリサーチされているのかを知りたいです。（野村さんへの質問）



皆様の御応募をお待ちしております



令和 9 年度
京都市芸術文化特別奨励制度
説明会

令和 8 年度奨励者

現代美術家 野村由香

京都市芸術文化特別奨励制度

これから大きく羽ばたこうとする
若い芸術家の方々を奨励する
人材育成制度

自分が成長するために何が必要か？
これまでの活動を踏まえた上での
自分なりのチャレンジ

【私の場合】

…現代美術のフィールドで立体作品・インスタレーション作品を制作。
今回の奨励を受けて国内外の「湧水」の調査と、作品制作に取り組む。
長期間集中して制作に取り組む必要を感じ、研究と実践の時間を確保するために応募。

昨年まで、「自分はまだ力不足なのは…」 応募の勇気が出なかった

” 審査に当たっては、
「今ある力」とともに「今後の飛躍の可能性」に注目”

1 次審査で心掛けたこと

申請フォーム

簡潔に明快に書く

活動計画は具体的に

自己 PR 資料 ポートフォリオ

これまでの活動を申請に至る流れで書く

2次審査で心掛けたこと

プレゼン

内容は申請書とほぼ同じ

落ち着いて伝える

申請書や自己PR資料だけでは
わからない部分を具体的にする。申請内容にリアリティをもたせる

【私の場合】これまでの滞在制作時に入手した石炭や硫黄、たたら屑鉄などの
実物を持参。それらを手元で見えていただきながら、スライドショーで説明。

奨励金の使途

作品制作のための国内外の湧水地のリサーチと
作品制作が目的

3分の2以上が渡航費や交通費、宿泊費
他は資料費や材料費

奨励金によって可能になること

申請内容はこれまでの活動によって
たどり着いた関心事であり
奨励金によってこれからの活動の
栄養・道標をつける

【私の場合】湧水のリサーチで全国各地を訪れている。今月から海外も予定。
これまで興味があったが時間や資金の問題で出来なかったリサーチが実現。
制作・展覧会での発表も集中して取り組む事が出来ている。